

国立大学法人東京外国語大学出版会規程

〔平成20年11月11日〕
規則第54号

改正 平成22年4月13日規則第35号
平成25年9月10日規則第61号
平成28年5月24日規則第74号
平成29年6月28日規則第43号
令和4年11月1日規則第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学に設置する東京外国語大学出版会（以下「出版会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(出版会の目的)

第2条 出版会は、東京外国語大学（以下「本学」という。）における研究教育の成果を出版刊行することにより、本学の研究とその成果を助成するとともに、広く社会に普及・発信し、もって世界諸地域の言語・文化・社会に関する研究の振興及び教育・知識の普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 出版会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研究及び教育の成果として学術書、教科書等の刊行・頒布
- (2) 研究成果の普及のための教養書の刊行・頒布
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会長)

第4条 出版会に会長を置き、学長をもって充てる。

(運営管理)

第5条 出版会の運営管理は、学長が指名する理事（以下「担当理事」という。）が行う。

(運営委員会)

第6条 出版会の円滑な運営を図るため、東京外国語大学出版会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 出版方針、出版計画の策定に関する事
- (2) 出版会の財務に関する事
- (3) 出版会の業務に関する事
- (4) 出版会の広報に関する事
- (5) その他出版会の運営に関する事

(組織)

第7条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 担当理事
- (2) 学長が指名する理事（担当理事を除く）

- (3) 附属図書館長
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務企画部長
 - (6) 会計課長
 - (7) 第12条第2項に規定する編集長
 - (8) 第12条第4項に規定する副編集長
- (委員の任期)

第8条 前条第7号及び第8号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第9条 運営委員会に委員長を置き、第7条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 運営委員会に副委員長を置き、第7条第3号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会の議事)

第10条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第11条 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(編集委員会)

第12条 運営委員会に、出版に係る企画、出版会で刊行する出版物の選定、編集、制作等を処理するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会に編集長を置き、担当理事が本学教員から1名を指名する。

3 編集委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 編集長
- (2) 附属図書館長
- (3) 担当理事が指名する本学の教員 若干名
- (4) 学術情報課長
- (5) 出版会編集員

4 編集委員会に副編集長を置き、出版会編集員及び編集長が指名する委員1名をもって充てる。

5 その他編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 出版会に関する庶務は、学術情報課で処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月11日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行し、改正後の第8条の規定は平成28年4月1日から適用する。